

市内テニスコートにおける強風時の無料キャンセル運用基準

1 目的

この基準は、清瀬市公園条例第 22 条および清瀬市コミュニティプラザ条例第 13 条ただし書に規定する還付の内、強風による無料キャンセルの運用基準を定めることを目的とする。

2 強風による無料キャンセルの基準

気象庁では平均風速 13m/s を超える風が吹くおそれがあると予想したときに強風注意報が発表される。13m/s という風が吹いた際、軽いボールを扱うテニスという競技は満足にプレーすることができない。これは雨天時と同様に、支払われた金額に見合うだけの利用ができないことから、対象施設における無料キャンセルを認める。

【参考】気象庁「警報・注意報発表基準一覧表(清瀬市)」

警報名	発令基準	内容
強風注意報	13m/s	強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
暴風警報	25m/s	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。

3 対象施設

- (1)清瀬内山運動公園テニスコート
- (2)中央公園テニスコート
- (3)下清戸運動公園テニスコート
- (4)コミュニティプラザテニスコート

4 判断方法

利用者から風を理由としたキャンセルの連絡を受けた時に、施設管理者が気象庁のホームページを参照し、注意報・警報の発令状況を確認する。その際、強風注意報が発令されていた場合は無料キャンセルの対象とし、希望があれば後日還付を行う。

5 対象期間

令和6年4月1日から

6 キャンセルの方法

キャンセルを希望する利用者は、当日の利用開始時間までに、利用施設を管理する指定管理者へ申し出るものとする。

7 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項においては、市と指定管理者の協議により定めるものとする。